

事務所便り 平成17年10月1日号

会社法改正！ ポイントは知っておいてください！

会社法が来年4月1日より大改正されます。

一番大きな変更は、有限会社と株式会社が統合されます（有限会社を設立することはできません）。すべて株式会社です。現行の有限会社は株式会社として存続することになります（「特例有限会社」といいます。）。もちろん定款変更等、所定の手続きをすれば株式会社へ移行できます。



会社規模に合った非常に柔軟な組織形態を設計できるようになります。

現行では取締役の数が3名以上いなければなりませんが、改正では1名でも良いこととなります。

最低資本金制度が撤廃。

株式会社1,000万円、有限会社300万円が最低資本金となっていますが、改正後は資本金額を自由決めることができ、現行の有限会社の簡易さで株式会社が設立できるようになります。



上記はほんの一例です。

一言

今回の改正で、少ない資金で会社は設立できる様にはなりますが、商売をする厳しさは同じでなんら変わっていません。資本金が要らなくなったとはいえ、新たに開業するにはそれなりの資金が必要です。

担当 田中 二三代